

議案第 108 号

所沢市立所沢図書館新所沢分館等の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 所沢市立所沢図書館新所沢分館
- (2) 所沢市立所沢図書館椿峰分館
- (3) 所沢市立所沢図書館富岡分館
- (4) 所沢市立所沢図書館狭山ヶ丘分館

2 指定管理者となる団体

埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目 15 番地 1

小島 MN ビル 6 F

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 北関東支店

支店長 唐 木 俊 一

3 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 9 月 1 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊